

# 東小金井駅北口土地区画整理事業 施行予定箇所図 (平成24～26年度)

### 【移転・工事等の流れ】

- ①補償調査  
補償内容を確認するため、敷地や建物の中に立ち入らせていただき、補償物件を調査し、補償金額を算定いたします。算定後は権利者に補償金額を提示し、内容を説明した上で、御理解を得て、補償金額に承諾していただきます。
- ②建物・工作物等の移転 (調査から1～数年後)  
補償承諾後に、権利者の皆さまには建物等の撤去・曳家の工事をさせていただきます (※)

- ③道路の築造工事 (移転後～数年後)  
上下水道等の整備や道路を築造します。
- ④宅地の整地工事 (移転後～数年後)  
宅地となる場所の整備をします。

本箇所図ではこの③④の工事箇所を表示しています。

※工事の施工箇所に含まれている箇所でも、建物が移転対象とならない場合があります。

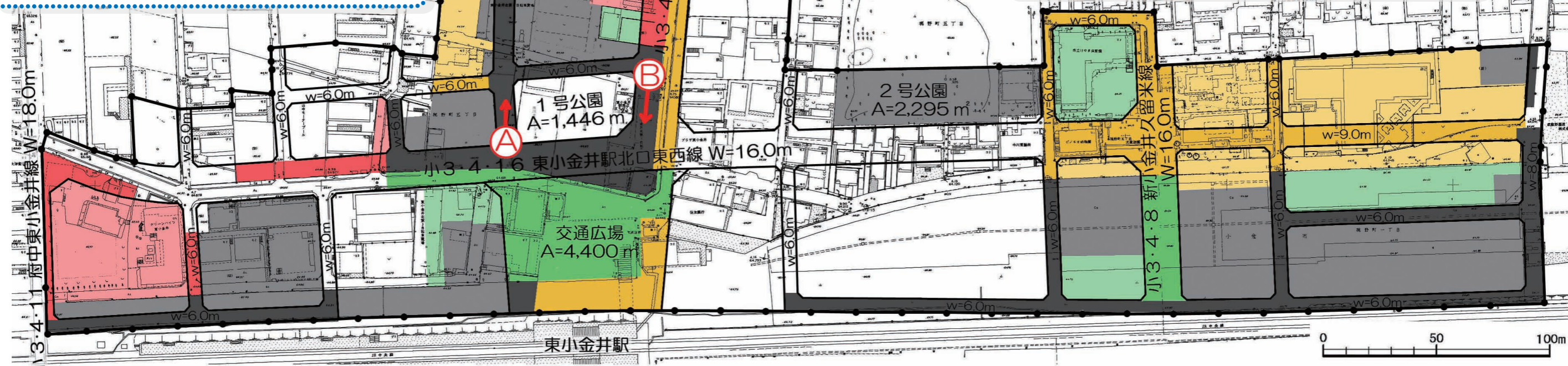
凡 例		
道路	整地	年 度
		道路・整地工事済み
		平成24年度
		平成25年度
		平成26年度

凡 例	
	写真撮影位置 (4ページ参照)

● お手数ですが、移転時期等の詳細については区画整理課にお問い合わせください。

☎ 042-388-0771

工事の実施年度は、諸事情により変更する場合があります。また、工事を実施した箇所でも、再工事を行うこともありますので、御承知おください。



### ■ 従前地の建築について (土地区画整理事業上の手続き)

土地区画整理事業区域内で次の行為をされようとする方は、小金井市長 (まちづくり推進課) の許可が必要になります。

- ①建築物その他の工作物の新築・増改築・土地の形質の変更
- ②5トン以上の物件の設置もしくは堆積

具体的な建築等の計画がある方については、区画整理課に相談していただくようお願いいたします。事業進捗上支障となる場合は、不許可となることもあります。また、許可を得ない場合、将来の移転・除却の費用が補償されない場合がありますので御注意ください。

### ■ アパートなどの部屋を借りている方 (借家人) に対する補償について

アパート等に対する補償については、移転するおよそ一年程前に、借家人と貸主それぞれに市の方から御説明に伺います。

建物の移転は、原則として曳家工法 (建築物を解体せず全体をジャッキなどで持ち上げて別の場所に移動させる工法) で行います。建物を移動している期間は、通常、別のところに仮住まいして頂くこととなりますので、借家人には、引越しに要する費用や仮住居に関する費用等を補償いたします。

また、補償金のお支払いについては、その建物の関係者すべて (借家人全員と貸主) から移転の合意を得た後、市が指定する期間内に引越しが完了した後となります。なお、市が指定する期間以外に引越しをされた場合は、補償金の支払い対象となりませんので御注意ください。

補償の内容やお支払いまでの流れ等については個別に御説明させていただきますので、お気軽に区画整理課まで御連絡ください。